

六年十一月七日開催せられ、馬事團體に關する勅令案要綱以下五勅令案要綱の決定を見るに到つたが、その内農業生産の統制に關する勅令案要綱並に土地工作物管理使用令中改正に關する勅令案要綱は人口政策的見地よりも關心せらるるところ特に緊切である。

農業生産の統制については既に臨時農地管理令、農地等價格統制令、重要肥料の配給割當等の實施を見てゐるが、今回更に畜力、機械力及び農業電力を管理統制し農會に作付統制等の指導力を與へて之を遂行することとしたもので、特に統制が農業者の離職防止の方策にまで及んだ點は特記するに足るものである。

又、土地工作物管理使用令中改正に關する勅令案要綱は今後の住宅政策實施上關心せらるるところ妙くない。

右二勅令案要綱を掲げれば次の如くである。

### 農業生産の統制に關する勅令案要綱

第一 本要綱に於て農業とは耕作養畜又は養蠶の業務を謂ひ、農業者とは農業を營む者及之と同一の世帯に在りて農業に從事する者（雇傭契約に依りて從事する者を除く）を謂ふこと

本要綱に於て農機具とは農業者が農業に使用する爲所有又は占有する農業用機械器具を謂ひ、役畜とは農業者が農業に使役する爲所有又は占有する家畜を謂ふこと

第二 農會は其の地區の農業生産計畫を樹立すべきこと

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは農會に對し其の地區内に於て生産せらるべき重要農產物の種類、數量、作付面積其の他前項の計畫に關し必

要なる事項を命ずることを得ること

第三 農會第二第一項の計畫實現の爲必要あるときは

第四乃至第七の規定に基く統制を爲すべきこと

前項の場合に於ては統制規程を定め地方長官の認可を受くべきこと之を變更又は廢止せんとするとき亦

同じきこと

第四 農會は地區内の農業を營む者に對し其の生産すべき農產物の種類、數量又は作付面積を指示する」とを得ること

第五 農會は地區内の農業者に對し特定の農作業に付共同作業其の他農作業の調整上必要な事項を指示

第六 農會は重要農產物の生産確保の爲特に必要ありと認むるときは入營、應召、應徵其の他命令を以て定むる場合を除くの外地區内の農業者にして主として農業生産に從事する者に對し其の者が農業生産に從事せざるに至る場合に於て農會長の承認を受くべき旨を指示することを得ること

農會長は前項の者に正當の事由ある場合に於ては同項の承認を拒むことを得ざること

第七 農會は地區内の農業者に對し農機具若は役畜の譲渡の制限又は其の利用、移動若は保管に付必要な事項を指示することを得ること

第八 農會は農業者に對し農機具若は役畜の譲渡の制限又は其の利用、移動若は保管に付必要な事項を指示することを得ること

第九 地方長官必要ありと認むるときは農會に對し第

四乃至第七の規定に依る農會の指示を取消し若は變更することを得ること

第十 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

命ずることを得ること

第十一 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農業生産の統制に關し必要な報告を徵し又は當該官吏をして農地、農機具若は役畜の所在する場所その他必要な場所に臨檢し其の狀況を検査せしむることを得ること

第十二 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

第十三 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

命ずることを得ること

### 昭和十六年米第二回豫想收穫高の發表

義に九月二十日現在を以て昭和十六年度の米第一回豫想收穫高を發表せる農林省は十一月二十二日更に第一回豫想收穫高（十月三十日現在）の發表を行つたが、

之を掲ぐれば以下の如くである。尙、作付面積は第一回豫想收穫高發表の際(昭和十六年十月十五日附官報)のものによる。

## 昭和十六年米作付面積

	作付面積 町段	前年度作付面積 比シ増減(△ハ減)	作付面積 町段	前年度作付面積 比シ増減(△ハ減)
總數	三、一七八〇五九四	△	三、一九〇五五	△
北海道	一七八、七一七・三	△	四、一三三・〇	△
青森	七一、五五〇・六	△	一、〇六〇・一	△
岩手	六四、三八九・〇	△	一、九三三・三	△
宮城	一〇一、四六八・九	△	三、四三一・八	△
秋田	一二二、七八九・七	△	四、七四五・八	△
山形	九三、三一三・四	△	二、二九三・七	△
福島	一〇五、八六〇・九	△	二、二一〇一・九	△
茨城	一一〇、一〇四・四	△	一、一四四二・四	△
栃木	九五、一三三・五	△	五六八・五	△
群馬	一〇五、一三六・八	△	四八四・九	△
埼玉	七四、六一三・四	△	三、一四四二	△
東京	一〇五、六三七・六	△	六六五・八	△
神奈川	一一、四九三・〇	△	一、〇八四・〇	△
新潟	二四、八五八・四	△	八六六・五	△
富山	一七九、八七二・〇	△	二三・七	△
石川	七八、一三六・四	△	一、〇三一・四	△
福井	五三、八一七・五	△	一〇・九	△
長野	四八、六七五・四	△	三八七・〇	△
岐阜	一八、〇六七・四	△	一、三六・七	△
愛知	七三、三六九・七	△	二、三三一・二	△
三重	七〇、〇〇一・一	△	一、一九七・五	△
滋賀	六三、一九四・五	△	三九九・五	△
京都	三八、八二八・五	△	九〇七・八	△
大阪	三六、八〇一・三	△	一、三〇八・七	△
兵庫	九八、〇七二・一	△	一、三五九・三	△
奈良	二九、一四八・五	△	四七三・八	△
和歌山	二八、八一八・一	△	二七〇・八	△
鳥取	三二、八六四・五	△	一一一	△
島根	五一、二二二・八	△	一、一九〇・一	△
山口	八六、四五九・九	△	一、一三三一・三	△
廣島	七三、二六五・〇	△	五五三・八	△
岡山	七四、三九八・四	△	二、九一九・七	△
德島	二八、九三六・二	△	四五五・三	△
香川	三七、三五四・七	△	二六九・二	△
愛媛	四四、一三四・六	△	九三・六	△
高知	三五、八七〇・四	△	一、四七五・五	△
福岡	一〇四、八六六・八	△	五四・八	△
佐賀	五四、九一九	△	一、一一二・四	△
長崎	三二、八〇一・四	△	二、四四八・七	△
熊本	八二、四〇八・〇	△	六一六・一	△
大分	五五、六三六・五	△	八六八・〇	△
宮崎	五二、五六四・四	△	四九六・三	△
鹿兒島	八三、三一七・六	△	三、三三三・九	△
沖繩	六〇九五・一	△	三一〇・七	△

## 昭和十六年米第二回豫想收穫高

本年十月三十一日現在における米第二回豫想收穫高は五千五百四十六萬二千二百二十石にして、これを九月二十日現在における第一回豫想收穫高に比すれば三百六十七萬二千二百十石(六分二厘)を減少せり、蓋し右は第一回豫想收穫高調査後においては天候概ね不順にして、北海道および東北の一部地方の冷害は益々深刻となり、中國、四國および九州地方においては十月一日の颶風による被害ありしのみならず、かつ一般に鎌入の結果、稔實不良なりしものありしによるもの如し、なほ参考のため最近五箇年間における實收高を掲ぐれば左の如し

昭和十一年  
昭和十二年  
昭和十三年  
昭和十四年  
昭和十五年  
昭和十六年  
自昭和十一年～昭和十五年～五箇年平均  
昭和十六年

六七、三三三九、六九九	六六、三一九、七六四	六五、八六九、〇九二	六八、九六四、四六八	六〇、八七四、二五二	六五、八七三、四五五	五九、一三四、四二〇
昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	第一回豫想收穫高

第二回豫想收穫高

五五、四六二、一一〇	五九、一三四、四二〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇
昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	自昭和十一年～昭和十五年～五箇年平均

府縣別豫想收穫高

總數	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇
豫想收穫高	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇
増 前年實收高 に比し	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇
減(△は減) 前五年平均 實收高に比し	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇	五五、四六二、一一〇

青森　六三八、七〇△　五三一、三四△　六九、五九  
福島　五三、三一七・六

尙 鹿林社は右米穀第一回豫想收穫高の發表と同時に昭和十六年十一月一日現在の米穀持越高を發表したが、之を掲ぐれば次の如くである。

内地米	四、三八三、五九一
朝鮮米	一七三、八三一
臺灣米	二三二、六一二
外國米	三、六〇〇、二七八
計	八、三九〇、三〇一

昭和十六年全國麥寶收高

前年作付面積 積ニ比シ	前年實收高 ニ比シ	同上割合	前年實收高 ニ比シ	同上割合	前五箇年平均 實收高ニ比シ	同上割合
五、四〇五・七 町段	四六、八四八 石	二〇、〇八三・五 町段	〇・六二七 割分厘	一七、九一五 石	〇・六一九 割分厘	一一、四四五 石
一五、一、三四二・四	六、四五三・五九一	一四、九四〇・一	〇・〇四四	一、〇三七、八七三	〇・一三九	四八一、六八七
三五七、七四八・一	六、四九九、四三九	一七、〇一三・七	△	一、〇一九、九五八	△	〇・一三六
				△	四六九、二四二	△
				△	〇・〇六七	